

○指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準

(平成8年9月30日消防長訓(危)第92号)

最近改正 平成11年10月1日消防長訓(危)第28号

指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準を次のように制定する。

指定可燃物等の範囲及び数量算定に関する運用基準

第1 この基準は、大阪市火災予防条例(昭和37年条例第14号。以下「条例」という。)別表第7に掲げる指定可燃物等の範囲及び数量算定について、統一的に運用するため必要な事項を定めるものとする。

第2 指定可燃物等の範囲は、次の基準によるものとする。

1 綿花類

- (1) 不燃性又は難燃性の判定は、別記1の「45度傾斜バスケット法燃焼試験基準」による。
- (2) トップ状の繊維とは、原綿、原毛を製綿、製毛機にかけて1本1本の細い繊維をそろえて帯状に束ねたもので、製糸工程前の状態のものをいう。
- (3) 羽毛は、綿花類に該当する。

2 木毛及びかんなくず

- (1) 木毛とは、細薄なヒモ状に木材を削ったものをいう。
- (2) 木綿及び木繊維(しゅろの皮、やしの実の繊維等)は、木毛に該当する。
- (3) プレーナくずは、かんなくずに該当する。

3 ぼろ及び紙くず

- (1) ぼろ及び紙くずとは、繊維製品並びに紙及び紙製品で、それらの製品が本来の製品価値を失い、一般需要者の使用目的から離れ廃棄されたものをいう。
- (2) 機械圧縮して金属性の帯又は針金により梱包された商品ウエスは、ぼろに該当しない。ただし、梱包を解いたもの又は荒縄等で手締めしたものは、ぼろに該当する。
- (3) パルプ及び商品として陳列してある古書籍は、紙くずに該当しない。

4 糸類

- (1) 不燃性又は難燃性の判定は、第1項第1号の規定の例による。
- (2) 生地及びロープは、糸類に該当しない。

5 わら類

- (1) 畳、畳表、畳床及びござは、わら類に該当する。
- (2) 11重量パーセント以上の水分を含む葉たばこは、わら類に該当しない。
- (3) とうもろこしの乾燥した茎は、わら類に該当する。

6 可燃性固体類

- (1) 引火点は、セタ密閉式引火点測定器により測定される引火点をいう。
- (2) 燃焼熱量は、総発熱量をいう。
- (3) 明確な融点が存在しない物品の場合は、100度未満において液状の確認を行い、液状であるものは、当該物品の融点を100度未満であると判断してよいものとする。
- (4) 常圧下において可燃性ガスを大気中に滲出する性質を有する物品で、条例別表第7備考第5号ア、ウ又はエ及び第8号のいずれにも該当するものは、可燃性固体類とする。

7 石炭・木炭類

- (1) 石炭には、泥炭、亜炭、褐炭、重炭、瀝青炭及び無煙炭で天然に産するもの、木炭には、懐炉炭等木を焼いて人為的に作ったものが該当する。
- (2) 炭団は、煉炭に該当する。
- (3) 50重量パーセント以下の水分を含む活性炭は、石炭・木炭類に該当する。
- (4) カーボンブラックは、石炭・木炭類に該当しない。

8 木材加工品及び木くず

- (1) 原木は、木材加工品に該当しない。
- (2) 水中に貯蔵された木材は、木材加工品に該当しない。
- (3) 籐の製品は、木材加工品に該当する。
- (4) 電柱材、枕類、建築用足場材、角材、板及び合板は、木材加工品に該当する。
- (5) おがくず（水で浸漬されたものを除く。）は、木くずに該当する。

9 合成樹脂類

- (1) 合成樹脂類のうち発泡させたものとは、発泡率がおおむね6以上のものをいう。
- (2) 不燃性又は難燃性の試験方法は、JISK7201「酸素指数法による高分子材料の燃焼試験方法」によること。ただし、これにより難い粉粒状又は融点の低いものについては、別記2の「粉粒状又は融点の低い合成樹脂の試験方法」によること

- (3) 不燃性又は難燃性の物品は、前号の試験結果により酸素指数が26以上のものとし、一般的に使用されている合成樹脂で、酸素指数が26未満のものを別表第1に、酸素指数が26以上のもの及び固体でないものを別表第2に示す。
- (4) 原料ゴムとは、成形、加硫する前のものをいい、充てん剤、軟化剤等の配合剤の有無にかかわらないものである。
- (5) 合成ゴムは、合成樹脂類に該当する。
- (6) プラスチックフィルムは、合成樹脂類に該当する。
- (7) セロハンは、合成樹脂類に該当しない。

10 その他

指定可燃物等の貯蔵又は取扱いとは、指定可燃物等を倉庫において貯蔵する場合、販売を目的として展示する場合、工場において製造、加工する場合等をいうものであり、一定場所に集積することなく日常的に使用されている事務所のソファ、椅子等、ホテルのベッド類、倉庫の保温保冷のための断熱材として使用されているもの等は該当しない。

例 貯蔵又は取扱いに該当するもの

- (1) 倉庫等で合成樹脂製のビールケースによりビールびんを保管する場合
- (2) 倉庫等（非ラック式の危険物屋内貯蔵所を除く。）で木製又は合成樹脂製パレットを使用する場合

第3 数量の算定については、次によるものとする。

- 1 指定可燃物等の貯蔵又は取扱い数量は、棟単位ごとに瞬間最大停滞量により算定する。ただし、耐火構造の床若しくは、壁又は自動閉鎖式の甲種防火戸により区画されている場合は、それぞれ別々に算定を行うことができる。
- 2 条例別表第7に掲げる品名が異なる2以上の物品を同一の場所で貯蔵し、又は取り扱う場合においては、それぞれを条例別表第7に定める数量で除し、その商が1以上のものの合計をもって算定する。
- 3 指定可燃物等とそれ以外の物質から構成されたもの（プラスチックのふた付ガラスビン、ウレタンフォームのクッション付スチール椅子等）の数量は、当該物品の部分の重量又は容積をもって算定する。
- 4 水分を含んだ石炭・木炭類は、水分を除いた重量を算定する。
- 5 木材加工品中、家具類等の数量計算は別表第3を、電柱丸太等の数量計算は別表

第4を基準として算定する。ただし、特製家具等でこれらの表により難いときは、別に数量算定を行うものとする。

6 建築現場若しくは建物解体現場又は木材加工場等の廃材（木くずに該当。）の数量計算は、集積されている全容積（空間部を含む。）を計算して得た数値に、集積状態が比較的乱雑な場合は3分の1、比較的整理して積上げられている場合は2分の1を乗じて得た数値をもって算定することができる。

7 マッチの数量計算は、次に掲げるマッチ箱に応じてそれぞれ定める数量を基準とする。

11.2cm×9.2cm×5.1cm 1個 130g（家庭用特用マッチ）

11.7cm×6.0cm×2.2cm 3個 130g

5.7cm×3.6cm×1.6cm 10個 130g

5.7cm×4.7cm×1.0cm 15個 130g

5.7cm×3.6cm×1.0cm 20個 130g

附 則

1 この基準は訓令の日から施行する。

2 特殊可燃物の範囲等に関する運用基準（昭和55年5月31日消防長訓（危）第14号）は廃止する。

附 則（平成11年4月8日消防長訓（危）5）

この基準は、訓令の日から施行する。

附 則（平成11年10月1日消防長訓（危）28）

この訓令は訓令の日から施行する。